

訴 状

2004年(平成16年)3月29日

広島地方裁判所 民事部 御 中

原告訴訟代理人弁護士	足	立	修	一
同 弁護士	奥	野	修	士
同 弁護士	田	邊		尚
同 弁護士	中	丸	正	三
同 弁護士	藤	井		裕
同 弁護士	山	口	格	之

在米被爆者健康管理手当等支給申請却下処分取消請求事件

貼用印紙額 金8200円

予納費用額 金7000円

当事者の表示

アメリカ合衆国カリフォルニア州

原 告

〒730 0004 広島市中区東白島町18番13号 東白島ビル201号

TEL 082 211 2441 FAX 082 211 3331

(送達場所)

原告訴訟代理人 弁護士 足 立 修 一

〒730 0012 広島市中区上八丁堀8-20 井上ビル3階

TEL 082 227 2411 FAX 082 227 6699

同 弁護士 中 丸 正 三

同 所

同 弁護士 奥 野 修 士

〒730 0014 広島市中区上幟町3番20号 なか島ビル3階

TEL 082 228 2458 FAX 082 227 8431

同 弁護士 山 口 格 之

〒730-0012 広島市中区上八丁堀4番28号 松田ハイツ204号

TEL 082-222-5361 FAX 082-222-5362

同 弁護士 田 邊 尚

〒730-0013 広島市中区八丁堀5番22号 メゾン京口門202号

TEL 082 227 6501 FAX 082 211 2822

同 弁護士 藤 井 裕

〒730-8586 広島市中区国泰寺町1丁目6番34号 広島市役所

被 告 広島市長 秋 葉 忠 利

請 求 の 趣 旨

- 1 原告に対し、被告のなした2003年12月18日付け健康管理手当支給申請却下処分を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

請 求 の 原 因

第1 本訴訟の意義

一 在外被爆者裁判の勝訴

本裁判は、訴えを提起した在外被爆者（国外に居住する被爆者）がすべて勝訴した、一連の在外被爆者裁判の延長線上で提起するものである。

一連の在外被爆者裁判とは、郭貴勲裁判（大阪地裁2001（平成13年）6月1日判決，判例時報1792号31頁。大阪高裁2002年（平成14年）12月5日判決・確定，判例タイムズ1111号194頁），李康寧裁判（長崎地裁2001年（平成13年）12月26日判決，判例タイムズ1113号134頁。福岡高裁2003年（平成15年2月7日）判決・上告，判例タイムズ1119号118頁），廣瀬方人裁判（長崎地裁2003年（平成15年）3月19日判決・控訴），李在錫裁判（大阪地裁平成2003年（平成15年）3月20日判決・確定）である。廣瀬裁判を除き，原告は韓国在住の被爆者（以下では「在韓被爆者」という。）であり，いずれの原告も渡日して日本国内の居住地において，原子爆弾被爆者の援護に関する法律（1994年（平成6年）法律117号。以下では「被爆者援護法」という。）に基づき，被爆者健康手帳の交付と手当の支給を申請し，大阪府知事（被告）や長崎市長（被告）から被爆者健康手帳を交付され，また，手当の支給決定を得て，手当を受給していたが，帰国（出国）と同時に同法上の被爆者たる地位と手当受給権を失ったとされ，手当

の支給を打ちきられた。そこで、このような取扱いは同法に基づかない違法のものであるとして提訴したところ、前記 判決は、いずれも原告（被控訴人）の全面的な勝訴であった。廣瀬裁判の原告は日本国に居住する者であるが、出国に伴い同法に基づく健康管理手当の支給を打ちきられたため、上記の在韓被爆者が提起した訴えと同趣旨の訴えを提起し、判決により勝訴した。

以上について、いま少し詳しく説明する。

被爆者援護法は、その前身の（旧）原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和32年法律41号。以下では「原爆医療法」という。）および（旧）原子爆弾被爆者に対する特別措置法（昭和43年法律53号。以下では「原爆特別措置法」という。）と同様に、「被爆者」の要件として日本国籍や国内居住を規定していない（1条）。ところが、厚生省は、1974年（昭和49年）7月22日衛発402号公衆衛生局長通知（以下、「402号通達」という）において、原爆特別措置法は「日本国内に居住関係を有する被爆者に対し適用されるものであるもので、日本国の領域を越えて居住地を移した被爆者には同法は適用がないものと解される」とし、被爆者が日本国から出国したときは、日本国籍の有無にかかわらず、被爆者たる地位を失い、手当受給権は失権すると取り扱うよう指示した。このため、従来、在外被爆者が医療を受けることを目的として渡日し、病院に1ヶ月以上入院している間に、被爆者援護法2条に基づき、被爆者健康手帳の交付を申請してその交付を受け、また、手当支給を申請して認められれば、申請日の属する月の翌月より手当を受給できたが、同人が帰国（出国）すれば、直ちに失権の扱いを受け、被爆者援護法上の被爆者の地位を失い（被爆者健康手帳は無効となる。）、また、手当受給権も消滅したとされ、手当の支給は打ちきられていた。このような行政実務における取扱いは、被爆者援護法が制定された後も維持され、30年近くの長い間にわたり行われていた。以上のような原爆医療法、原爆特別措置法、被爆者援護法の402号通達に基づく解釈運用は違法であるとして、提起されたのが上記の一連の在外被爆者裁判である。

これらの裁判では、被爆者が日本国から出国したこと（わが国に居住も現在もしなくなる事）により、法律上の被爆者たる地位と手当受給権を失うのかどうか争われ、から の判決は、すべて同じように被爆者がわが国に居住も現在もしなくなったからといって、被爆者たる法的地位や手当受給権は失われないと判示した。こうして、一連の在外被爆者裁判は、訴えを提起した在外被爆者の全面的な勝訴となった。

二 在外被爆者への手当の支払い、在外被爆者の所持する被爆者健康手帳の有効化

郭裁判大阪高裁判決に対して、被告国および被告大阪府は上告を断念し、判決は確定した。これに伴い、2003年（平成15年）3月1日、被爆者援護法施行令および被爆者援護法施行規則が改正され（政令14号、厚生労働省令16号）、被爆者健康手帳はこれを所持する被爆者が国外に居住していても有効であり、また、手当受給権は出国して国外に居住することになっても消滅しないことを前提とする諸条項が規定された。

これにより、新たに交付される被爆者健康手帳が出国によって無効とされなくなっただけでなく、2003年（平成15年）3月1日より以前に被爆者健康手帳の交付を受けた後出国したために無効とされていた被爆者健康手帳が、有効なものとして取り扱われることとなり、また、手当については、「日本において手当の支給認定を受けた者が出国した場合及び日本において手当の支給申請をした者が出国した後に手当の支給認定を受けた場合であっても、当該者に対し手当を支給する」（平成15年3月1日健発0301002号厚生労働省健康局長通知）とともに、過去に手当を受給していたが、出国に伴い支給を打ちきられていた者については、未支給分の手当を過去に遡って支払うこととした（2003年（平成15年）2月17日厚生労働省健康局「在外被爆者への手当支給についてQ&A」）。

前述の被爆者援護法施行令と同施行規則の改正により、被爆者健康手帳を所持する在外被爆者には、氏名、居住地の届出・変更の届出の義務（施行令5条1項、

施行規則 7 条 2 項) , 被爆者健康手帳の返還の義務 (施行規則 8 条) などが課され , また , 手当を受給する在外被爆者には , 氏名や居住地の変更の届出の義務 (施行規則 3 4 条 ・ 3 5 条 3 項 など) , 死亡の届出 (施行規則 4 1 条 など) , 現況の届出の義務 (施行規則 4 1 条 の 2 など) などが課されることになった。これらの義務は , 従前の国内居住地の都道府県知事 ・ 広島市長 ・ 長崎市長に対して履行すべきものである。

三 本裁判で問われているもの

郭裁判大阪高裁判決を受け入れた国 ・ 厚生労働省は , 国外に居住していても被爆者たる法律上の地位を失わないとし , 在外被爆者に手当を支給することに踏み切った。これは , 被爆者援護行政史の上で文字通り画期的なことであった。しかし , 被爆者健康手帳の交付および手当支給の申請は , 日本国内の居住地からでなければ行うことができないという従前からの取扱いは改められていない。平均年齢が 7 0 歳を超えた被爆者が , アメリカ西海岸からであれば 1 2 時間 , 南米からであれば丸 1 日以上の上長旅をして渡日しなければ , 被爆者健康手帳の交付や手当の支給を申請できないということである。率直に言って , このような長旅に耐えられない被爆者が少なからずいる。渡日できない被爆者は , 被爆者健康手帳の交付を受けることができず , あるいは , 手当の申請ができずに放置されてしまう。本裁判では , このうち被爆者健康手帳の交付を受けていることを前提として , 手当の申請が日本国外の居住地からもなし得ることを求めるものである。

原告は , 被爆者健康手帳を所持している法律上の被爆者である。それにもかかわらず , 日本国外に居住地があるという理由だけで , 被爆者援護法の諸給付を受けることが , なぜ阻害されなければならないのであろうか。

李裁判の 福岡高裁判決は , 原爆三法 (原爆医療法 , 原爆特別措置法 , 被爆者健康手帳援護法) の人道的見地について次のようにいう。

「原爆三法は , 社会保障法と国家補償法という 2 つの法的性格を併せ有する法律であって , 人道的な見地に立って , 公費負担による被爆者救済を図ることを目

的としたものである。このような原爆三法の依って立つ人道的見地という立場を考慮すれば、少なくとも狭義の被爆者（被爆者健康手帳を所持する被爆者）に対して一定額の金銭給付である健康管理手当の受給権を認めない解釈は、在外被爆者をして手当受給のために本来の居住地を離れて生活することを強いるものであり、相当でないといわざるを得ない。」

「原爆三法の国家補償法的な性格や被爆者のおかれている深刻な健康被害の実情に鑑みると、人道的な見地から少なくとも狭義の在外被爆者に対しては救済を図るべきであると考え。」

以上の判示は、もちろん李裁判（出国に伴う手当の打ち切りの当否が争点である。）に即してのものであるが、本件においても妥当するものである。

第2 原告について

一 原告が原子爆弾により被爆した事実

- 1 原告は、1925年（大正14年）年 月 日、アメリカ合衆国カリフォルニア州 において出生した。
- 2 原告は、1945年（昭和20年）8月ころは、20歳で、すでに結婚して主婦であった。
- 3 原告は、1945年（昭和20年）8月6日、午前8時15分ころ、居住していた広島県安芸郡 の自宅にいたが、爆風で窓ガラスが壊れ、表札が落ちるなどし、キノコ雲も見ることができた。
- 4 原告は、同日のうちに、母と共に船で宇品港へ行き、御幸橋を渡って広島大学（当時は、広島高等師範学校）のグラウンドを通り、平野町にある実家の状況を確認しに行った。原告は、このときに入市被爆をした。
- 5 原告は、1959年（昭和34年）9月に、家族でアメリカ合衆国に移住し、以後、同国に居住している。

二 被爆者健康手帳の取得

1980年（昭和55年）9月18日，原告は，日本に帰国し，そのときに東京都知事から被爆者健康手帳（番号0387886）の交付を受けた。

三 健康管理手当認定申請を行った経緯と却下通知

原告は，現在，高血圧，胃炎，白内障等を患い，病院にかかっている状況にある。

原告は，2003年（平成15年）11月25日，居住地から健康管理手当認定申請を行い，申請書類は，同日被告に受領された。

ところが，原告は，被告から，同年12月31日に，同月18日付けの健康管理手当認定申請を却下する旨の通知を受けた。

これには，「健康管理手当認定申請書は，居住地の都道府県知事（広島市，長崎市にあっては当該市の長）に提出することになっている（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33条）第52条第1項）が，申請者の居住地は広島市ではないため，認定できません。」と記載されていた。

第4 違法な申請却下処分

一 被告の却下処分の根拠について

原告に対する却下通知によると，却下の理由は「居住地が広島市でない」ことを理由とするものである。

これは，被爆者援護法で，健康管理手当の認定申請の相手方を，下位の法令（被爆者援護法施行令，同法施行規則）に委任しているところ，その下位の法令の規定である，同法施行規則で申請手続が規定され，それによると，「申請書」を「被爆者の居住地の都道府県知事に提出しなければならない」（同法施行規則52条）とされていることを限定列挙とみることを根拠としている。

二 原告は健康管理手当が支給されるべき実体要件を充足している

原告は，被爆者健康手帳の交付を受けた被爆者であり，かつ，健康管理手当の

支給対象となる疾病に罹患し、健康状態を管理する必要のあることは、アメリカ合衆国の医師が診断した結果を記載した診断書によっても明白であり、このことによつて、健康管理手当請求権は実体的に発生し、健康管理手当認定申請書の提出行為は、その請求権の実現のための手続行為にすぎないのである。

三 被爆者援護法は、日本国外の居住者を排除していない

第1でも述べたように、被爆者援護法には、被爆者健康手帳の交付を受け、被爆者としての権利を認められた者が、日本国外にあつても、各種手当の受給権を喪失しないことは、郭貴勲大阪高裁判決（2002年12月5日判決）を厚生労働省が上告せず、確定することで明確になった。この結果、日本国外に居住する被爆者にも、被爆者としての権利を認める内容で政令、省令が改正され、少なくとも、2003年3月1日以降、厚生労働省における取り扱いにおいて被爆者援護法に基づく援護措置の対象となる被爆者が日本国外に存在していたことが確認された。

このように、一旦、被爆者健康手帳の交付を受けた被爆者は、国の責任において実施される被爆者援護事業において、被爆者として認定されており、かつ、従前の402号通達に基づく措置が、誤っていたことから、「被爆者はどこにいても被爆者である」という取り扱いに変更されるべきであるというのが、厚生労働省も受け入れた郭貴勲控訴審判決の結論である。

このことは、被爆者援護法が被爆を受けた者に対する国家補償的配慮の下に制定された純粹の社会保障法とは言い難いと確認されている（孫振斗上告審判決・最高裁第一小法廷1978年3月30日）ことに照らして、被爆者であり、被爆者健康手帳の交付を受けた者である限りは、その実質に即して、援護の手が差し伸ばされるべきであることは当然である。

五 日本国外居住者を排除する被爆者援護法施行令、同法施行規則は違法である

そして、被爆者援護法によると、健康管理手当の支給義務を負っているのは、法律上、「都道府県知事」となっている（法27条）。この「都道府県知事」に

は、広島市長も含めた取り扱いがなされている。すなわち、健康管理手当の支給義務を負う者を単に「都道府県知事」とのみ記載し、「居住地の」との限定をしていない。そして、手当等の支給義務を負う者が手当等の支給認定申請を受ける者と見るのが当然であるにもかかわらず、前述のように、被爆者援護法施行規則52条の規定により、被爆者が日本国内に居住していない限り、被爆者援護法上の手当等の支給を受けられないかのように規定している。法律上は、「居住地の」という限定がないことに鑑みれば、被爆者援護法施行規則52条のような規定になっていることは、法律の委任の趣旨に反するものであって違法である。

よって、本来ならば、郭貴勲大阪高裁判決を受け入れ、402号通達の廃止に伴う政令、省令の改正を行う際に、規則において、「居住地の都道府県知事」に申請書を提出するとしている部分は、被爆者健康手帳の発給を管理する被爆者台帳に記載している都道府県知事に提出するように改める必要があったが、そのように改正されていないこと自体が違法であり、そのような規則に基づき、日本国外に居住している者からの請求を却下するのは違法というべきである。

六 まとめ

以上より、手当等の支給申請書の提出先を「居住地の都道府県知事（広島市長、長崎市長を含む）」としていることを理由として、日本国外に居住する被爆者からの申請を却下するという取り扱いをすることは、被爆者援護法に反し違法である。本件の各処分は、取り消されなければならない。

第6 結論

よって、原告は、請求の趣旨に記載のとおり判決を求め、本訴に及ぶ。

証 拠 方 法

追って、口頭弁論において提出する

添 付 書 類

1 訴訟委任状

1 通